経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成２５年１月２１日

付議事項提出部局	産業観光部商工労政課・都市整備部都市計画課
該当する審議事項	（３）重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	伊勢市駅周辺整備に関する事項（中心市街地活性化基本計画）について
付議事項の概要	○ まちづくり三法の見直しにより、人口減少・超高齢化社会を迎える今後のまちづくりの方向性として、様々な都市機能がコンパクトに集約した、歩いて暮らせるまちづくりを進めることが必要であると示されている。 ○ コンパクトなまちづくりを進めていくためには、都市機能の無秩序な拡散防止（都市計画制度の活用）と中心市街地活性化の推進が必要となる。 ○ 商工会議所からまちづくり会社の設立に関する検討会への参加の申し入れがある。 ○ 中心市街地活性化基本計画を策定し、国（内閣総理大臣）の認定を受けるためには、中心市街地活性化協議会の設置が必要となる。
審議の論点	○ 中心市街地活性化基本計画策定に向けての中心市街地活性化基本計画(案)を作成したい。 ○ まちづくり会社設立についての検討を関係機関と行いたい。
参考事項	（過去の実績、提出部局での審議経過・意見等） 平成２３年９月定例会一般質問で中心市街地活性化基本計画策定については、国の認定を見据えつつ、市単独での推進も視野にいれた中心市街地活性化プランの策定に向け検討するとしている。また、基本的な考え方として、マスタープランのもと、観光、居住、公益施設、交通などの要素を中心に生活拠点として総合的に中心市街地のまちづくりを進めることが必要であるとしている。
関係資料の有無（○をする）	（有）・ 無